

令和5年度 Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名

令和5年度 Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業委託業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和6年2月15日（木）まで

3. 趣旨・目的

コロナ禍を経て、旅を「目的」とする考え方から、趣味や自己実現を体現する「手段」に旅行者のニーズが変化している。本県においては、各地特有の食や文化が生まれた背景、伝統を受け継いできた技術に触れる旅を「兵庫テロワール旅」と定義し観光ブランディングを進めている。

2025年には、大阪・関西万博が控えており、関西に多くの観光客が訪れることが予想される。本県に多くの誘客を図るため、「兵庫テロワール旅」をコンセプトとして、地域の観光コンテンツのブラッシュアップを行うとともに、各地域の『地域資源』を新たな観光資源に育て磨き上げる事業を実施・展開する。

4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する「令和5年度 Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業」において、以下の業務を委託する。

【参考】

過去に本事業で造成したコンテンツパンフレット（PDF）

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore>

兵庫テロワール旅

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>

(1) 観光本部が過去造成したコンテンツの中から、「ストーリー性」、「稀少性」、「独自性」、「持続可能性」、「事業者の取組実績」等を踏まえ、「兵庫テロワール旅」の中核となるコンテンツを選定し磨き上げる。

①コンテンツの募集

観光本部が令和2年度から取り組んでいる「Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業」において選定された事業者に対し、本事業に参画する事業者を募集するとともに、受託者は、コンテンツ事業者の取組み、実績を調査し本事業のコンセプトに沿ったコンテンツ候補をリストアップする。

②ヒアリング調査

応募資料を回収し内容を精査するとともに、コンテンツ造成検討会（審査会）に向

け、ヒアリング調査を行い、調査内容を報告書にまとめ精査ポイントを明確にした資料を作成する。

③造成検討会

コンテンツ造成検討会(2回)を開催し、対象コンテンツ(10件程度)を選定する。

造成検討会を実施する会場については、受託者で手配を行うこと

※審査員は、観光本部専務、ツーリズムプロデューサーを含め3名程度を想定

④ガイド研修

本事業で選定されたコンテンツを対象に、ストーリーテラーとしてのガイド育成を目的としたオンラインワークショップ(1回)及び、現地研修(1回 参加者10名程度)を実施する。

※オンラインワークショップの実施にあたり、インターネットの環境が整っている会場を確保し本部として設置すること

⑤現地指導

ツーリズムプロデューサーが現地を訪れ、対象コンテンツのブラッシュアップを目的とする現地指導を実施する。(1泊2日5回程度)

※受託者は、現地指導に必要な交通手段(ジャンボタクシー等)、宿泊、食事等を手配する際、新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること

※受託者は、観光業に知見を有した者を同行させ、コンテンツ事業者にアドバイスを行うとともに、指導内容を取りまとめ、コンテンツ事業者にフィードバックを行うこと

⑥インバウンドの受入れの可否

インバウンドの受入れが可能かどうか、可の場合は詳細を確認すること。

【想定されるインバウンド受入対応例】

- ・多言語対応が可能(常時・予約時)
- ・通訳ガイド同行に限る
- ・翻訳機による対応 等

⑦コンテンツ造成における最終調整

上記①～⑥の取組を踏まえ、コンテンツの内容、料金、受付、受入体制等をコンテンツ事業者と調整のうえ取りまとめ、下記項目をタリフとして取りまとめる。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金(税込)、料金に含むもの(含まないもの)、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所(名称、住所、アクセス方法、駐車場情報)、送迎の有無、送迎場所(名称、住所)、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢(同伴・同意の別)、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり(作れるもの、個数、受け取り方法)、インバウンドの可否(条件)等

(2) 旅行会社を対象としたFAMトリップの実施

旅行会社及びランドオペレーター等を対象に受託者が募集を行い（1）で造成したコンテンツを巡る1泊2日のファミツアーを2回実施する。なお、1回あたりの参加者は15名程度とし、全2回の実施を通じて15社以上の旅行会社を招聘する。

※FAMトリップには、バスガイド及び旅程管理者を同行させること

(3) 地域資源を活用したコンテンツ造成

「兵庫テロワール旅」のコンセプトに沿った地域の特色を活かした新たな体験型コンテンツを造成する。

【参考】

コンテンツとは（定義）

一の事業者が、その土地の文化や自然などの地域資源を活用し、テーマ性をもって提供する着地型体験プログラムを指す。

ただし、食事の提供やレンタル事業など、単なるサービスの提供に留まるものはコンテンツに該当しない（例：レンタルサイクル事業など）。

① コンテンツの募集

県民局・県民センター、各地域DMO・観光協会及び県内市町（必要に応じて）を通じて、本事業に参画する観光事業者を募集するとともに、受託者はターゲット、コンセプトに沿ったコンテンツをリストアップし、本事業への参画を促す。

② 現地調査

応募書類を回収し内容を精査するとともに、コンテンツ造成検討会（審査会）に向け、現地調査（10件以上）を実施し、調査内容を報告書にまとめ精査ポイントを明確にした資料を作成する。

③ 造成検討会

コンテンツ造成検討会（審査会）を開催し、対象コンテンツ（5件程度）を選定する。造成検討会を実施する会場については、受託者で手配を行うこととする。

※審査員は、観光本部専務、ツーリズムプロデューサーを含め3名程度とする。

※応募数が多数（概ね15件以上の場合）には、観光本部と調整のうえ一次審査を行う。

④ オンラインワークショップ

観光本部及び、ツーリズムプロデューサーと相談のうえ講師、講演内容を決定し、コンテンツ造成に必要な知識、販売手法などを学ぶオンラインワークショップを実施する。（1回）

※開催に際して、対象コンテンツ事業者ならびに県民局・県民センター、各地域DMO観光協会及び県内市町（必要に応じて）に参加を呼びかけ出欠を管理すること

⑤ 現地指導

ツーリズムプロデューサーが現地を訪れ、対象コンテンツのブラッシュアップを目的とした現地指導を実施する。(1泊2日1回程度)

※受託者は、現地指導に必要な交通手段(ジャンボタクシー等)、宿泊、食事等を手配する際、新型コロナウイルス感染症に配慮すること

※受託者は、観光業に知見を有した者を同行させ、コンテンツ事業者にアドバイスをを行うとともに、指導内容を取りまとめ、コンテンツ事業者にフィードバックを行うこと

⑥ インバウンドの受入れの可否

インバウンドの受入れが可能かどうか、可の場合は詳細を確認すること。

【想定されるインバウンド受入対応例】

- ・多言語対応が可能(常時・予約時)
- ・通訳ガイド同行に限る
- ・翻訳機による対応 等

⑦ モニターツアー

国内外をターゲットとする旅行会社のツアー企画担当者及び在日外国人等をモニターに選定し、概ね3名を1グループとして1泊2日程度のツアーを実施する。モニターツアーでは、アンケート調査を実施し、結果を集計・分析した後、コンテンツ事業者へフィードバックを行い、コンテンツのブラッシュアップに繋げる。

※受託者は、モニターツアーに必要な交通手段(ジャンボタクシー等)、宿泊、食事等を手配する際、新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること

※受託者は、在日外国人モニターの言語に対応できる者を同行させること

⑧ コンテンツ造成における最終調整

コンテンツ内容、料金、受付、受入体制等をコンテンツ事業者と協議する場を設定し調整を行う。

⑨ 上記①～⑧の取組を踏まえ、コンテンツ事業者とともに、コンテンツの改善・ブラッシュアップを行ったうえで、下記項目をタリフとして取りまとめるとともに、タリフを集約した冊子形式の電子データを作成する。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金(税込)、料金に含むもの(含まないもの)、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所(名称、住所、アクセス方法、駐車場情報)、送迎の有無、送迎場所(名称、住所)、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢(同伴・同意の別)、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり(作れるもの、個数、受け取り方法) インバウンドの可否(条件)等

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、紙媒体各5部及び電子データを観光本部に提出しなければならない。

電子データはメディア（CD 又は DVD）に記録し5部提出すること。なお、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行っておくこと

①事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数 等

②コンテンツタリフ（事業（1）（2）共通）

・1コンテンツあたり Excel 1シートに記載したもの

※電子データは、Excel データに加え、PDF 形式で納品すること

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和6年2月15日（木） 17:00

6. 委託料の上限額

委託料の上限額は、8,004千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

7. 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

8. 留意事項等

(1)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(2)受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと

(3)受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと

(4)受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(5)委託契約の締結

①契約に関する事務は委託者で行う。

- ②委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- ③契約条項は、委託者において示す。
- ④契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
- ①委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- ②上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること
- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。
- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (11) 再委託の禁止 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を（公社）ひょうご観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、（公社）ひょうご観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は（公社）ひょうご観光本部に対し全ての責任を負うものとする。
- (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。